

さいたま市監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年9月8日付けさいたま市監査委員告示第45号で公表した工事監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和8年 2月 3日

さいたま市監査委員	井	山	剛	之
同	工	藤	道	弘
同	阪	本	克	己
同	金	井	康	博

指摘事項等措置報告書

福祉局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事]</p> <p>長寿応援部 高齢福祉課</p> <p>・さいたま市東楽園再整備事業周辺公共施設整備工事</p> <p>工事完成書類において、工事完成通知書及び工事完成検査結果の決裁を部長決裁とすべきところ課長決裁としていたことから、さいたま市事務専決規程第3条により、適正に文書処理をすべきである。</p>	<p>今後につきましては、さいたま市事務専決規程を遵守し、適正な事務処理を行ってまいります。</p>

指摘事項等措置報告書

建設局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事]</p> <p>建築部</p> <p>教育施設建築課</p> <p>・さいたま市立三橋小学校（5－1、－2・6－1、－2・18・26棟）・公民館リフレッシュ改修（建築）工事</p> <p>石綿含有成形板の除去を含む改修工事において、大気汚染防止法第18条の15第6項及び石綿障害予防規則第4条の2の規定に基づき、受注者は一定規模以上の改修工事の場合、石綿含有の有無に関わらず、事前調査結果を石綿事前調査結果報告システム又は書面にて、市長及び労働基準監督署長に報告しなければならないと定められているが、その報告が行われていなかつたことから、受注者が法令に基づき報告するよう適正に指導・監督すべきである。</p>	<p>今後は、対象工事について、事前に受注者に指導を行うとともに、その報告結果についての回答を求めるように、適正な指導・監督を行ってまいります。</p>

指摘事項等措置報告書

建設局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事]</p> <p>北部建設事務所 河川整備課</p> <p>・馬込2号排水路改修工事（北河R5）（2債）</p> <p>生石灰※の取扱いにおいて、消防法第9条の3第1項により、500kg以上取扱う場合はあらかじめ所轄消防長又は消防署長に届出が必要であるが、受注者は届出をせずに生石灰を用いて発生土の土質改良を行っていたことから、適正に事務処理を行いうよう指導・監督すべきである。</p> <p>※生石灰は、水と反応して発熱する性質があることから、土木工事では土質改良材として使用されるが、条件によっては数百度の高温になることもある。また、発火した際に水をかけてしまうと逆に反応を強め延焼拡大の危険性もあることから、大量に取扱う場合はあらかじめ届出をするよう規定されている。</p>	消防法に基づく届出について、再発防止の為の課内OJTを実施するとともに、今後の業務で書類の提出漏れが無いよう、課内で運用している業務提出書類確認表について、消防法に関する書類の項目を追加しました。また、受注者に対しても、適正に指導・監督し、再発防止の徹底を図ります。

指摘事項等措置報告書

保健衛生局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[施設修繕] 保健部 高等看護学院 ・さいたま市立高等看護学院建具修繕</p> <p>契約方法において、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定される随意契約のうち、同項第5号に基づく緊急修繕を適用し執行しているが、修繕内容や現場状況等から、学院の教員や学生等に被害を及ぼす状況ではなく、緊急修繕により契約を締結する理由が無いことから、同項第5号の趣旨を踏まえた適正な契約事務を行うべきである。</p>	<p>職場内研修を実施し職員の意識向上を図りました。今後につきましては、契約事務の手引き、さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱、施設修繕ガイドブック等を遵守し、適正に事務処理を行うよう努めてまいります。</p>